

J A なのはなの現況

(令和6年度なのはな農業協同組合ディスクロージャー誌)

なのはな農業協同組合

ご あ い さ つ

J Aをご利用いただく皆様には、日頃より当 J A の事業運営に際し格別のご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和 6 年度の事業運営につきましては、これまでと同様に組合員皆様の営農と生活を守り、信頼される地域金融機関として努力してまいりました。令和 6 年度は、信用事業において貸出金利回りは前年を下回りましたが、預金奨励施設の金利引上げによる預金利息の増加が下支えし増益となりました。共済事業においては、契約の満期継続の低下や新規契約の伸び悩みにより共済付加収入が減少し、購買事業においても、昨年高騰した肥料・農薬等の仕入れ価格が落ち着いたことに伴う供給価格の低下等により収益が減少し、生産施設事業においても、米の荷受量が前年を下回り減益となりました。

また、農林中央金庫の有価証券評価損の拡大による法令上の配当停止により、収益が 1 億円あまり減少したことから、経常利益・当期剰余金とも昨年を下回る結果となりました。

令和 7 年度におきましても、J A を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後も継続的に自己改革に取り組むとともに、これを支える J A 経営基盤の確立・強化やガバナンス・内部統制の確立・強化を通じて、経営の持続性を確保する取り組みを進めてまいります。

さらに、「第 49 回 J A 富山県大会」の決議事項を柱とした「中期 3 ヶ年計画」の実践の初年度にあたり、引き続き「農業者の所得増大」「地域の活性化」の実現に向けて取り組むとともに、今後とも地域の農業とくらしになくてはならない J A であり続けるために、組合員との対話を通じ、総合事業を基本として不断の自己改革に取り組んでまいります。

一方、農業を取り巻く情勢は、生産資材価格の高止まりや気象変動等による自然災害の多発化、担い手農家の減少と高齢化の進行など多くの課題に直面しています。特に、主食用米価格の高止まりにより、7 年産米では主食用米生産への大幅な回帰に加え、価格上昇による消費の減退にともない、主食用米・非主食用米のいずれも、需給バランスの崩壊が危惧されています。このような中、J A グループとしては農業者が将来の展望をもって営農に取り組めるよう、「国消国産」「地産地消」を推進し、消費者の行動変容を促す取り組みや農業の再生産に配慮した適切な価格形成の実現に向けた運動を展開してまいります。

昨年、当 J A において共済契約に関する個人情報漏えいのおそれのある事案が発生したことにつきまして、組合員・利用者の皆さまに対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。このような事態を招いたことを厳粛に受け止め、更なるコンプライアンス意識の向上と内部管理態勢の一層の強化を図り、皆さまが安心してご利用いただけるよう役職員一同、信頼回復に向け誠心誠意取り組んでまいります。

なのはな農業協同組合
代表理事組合長 谷井 悦子

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	1
3. 事業の概況（令和6年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	4
5. リスク管理の状況	8
6. 自己資本の状況	21
7. 主な事業の内容	22

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	31
2. 損益計算書	32
3. キャッシュ・フロー計算書	33
4. 注記表	34
5. 剰余金処分計算書	55
6. 部門別損益計算書	56

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	58
2. 利益総括表	59
3. 資金運用収支の内訳	59
4. 受取・支払利息の増減額	59

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	60
② 定期貯金残高	60

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	60
② 貸出金の金利条件別内訳残高	60
③ 貸出金の担保別内訳残高	61

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	6 1
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	6 1
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	6 1
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	6 2
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の 保全状況	6 3
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	6 3
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	6 4
⑪ 貸出金償却の額	6 4
(3) 内国為替取扱実績	6 4
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	6 4
② 商品有価証券種類別平均残高	6 4
③ 有価証券残存期間別残高	6 4
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	6 5
② 金銭の信託の時価情報等	6 5
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取 引	6 5
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	6 6
(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	6 6
(3) 介護系その他の共済金額保有高	6 6
(4) 年金共済の年金保有高	6 6
(5) 短期共済新契約高	6 7
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	6 8
(2) 受託販売品取扱実績	6 8
4. 指導事業	6 8

IV 経営諸指標

1. 利益率	6 9
2. 貯貸率・貯証率	6 9

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	7 0
------------------	-----

2. 自己資本の充実度に関する事項	7 2
3. 信用リスクに関する事項	7 4
4. 信用リスク削減手法に関する事項	7 7
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 8
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	7 8
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	7 8
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	7 9
9. 金利リスクに関する事項	8 0

【JAの概要】

1. 機構図	8 2
2. 役員一覧	8 3
3. 会計監査人の名称	8 3
4. 組合員数	8 3
5. 組合員組織の状況	8 3
6. 特定信用事業代理業者の状況	8 3
7. 地区一覧	8 4
8. 店舗等のご案内	8 4

VI 連結情報

1. グループの概況	8 5
(1) グループの事業系統図	8 5
(2) 子会社等の状況	8 5
(3) 連結事業概況（令和6年度）	8 5
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	8 6
(5) 連結貸借対照表	8 7
(6) 連結損益計算書	8 8
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	8 9
(8) 連結剰余金計算書	9 0
(9) 農協法に基づく開示債権	9 0
(10) 連結事業年度の事業別経常収益等	9 0
(11) 財務諸表の正確性等にかかる確認書	9 1
(12) 会計監査人の監査	9 1

2. 連結自己資本の充実の状況	9 2
(1) 自己資本の構成に関する事項	9 3
(2) 自己資本の充実度に関する事項	9 5
(3) 信用リスクに関する事項	9 7
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	1 0 0
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	1 0 0
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	1 0 0
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	1 0 0
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	1 0 0
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ..	1 0 0
(10) 金利リスクに関する事項	1 0 2

法定開示項目掲載ページ一覧	1 0 3
---------------------	-------

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。計の記載金額について記載項目の合計と一致しない所がありますのでご了承ください。

1. 経営方針

◇ 営農・経済部門

担い手等への出向く体制や相談機能の強化を図り、総合事業体としての機能を発揮し、満足度の向上と事業利用拡大に取り組みます。さらに、「スマート農業」を推進し、次世代の後継者育成と高収益作物の生産確立を進めます。

また、実需者や流通関係者の連携を強化し、販路拡大と安定取引の確保を図り、さらに銘柄集約・大型直送規格の拡充と予約購買の強化による生産資材価格の低減、配送体制の合理化による物流コストを低減し、農業者の所得増大をめざします。

◇ 信用事業部門

組合員・利用者の満足度向上を目的とした事業展開を図り、「農業と地域に貢献できる地域金融機関」として、より「便利」でより「安心」なJAバンクをめざします。この目標の達成に向け、信頼されるJAを徹底的に追求した活動を展開し、収益力の向上と顧客基盤の拡充を図るとともに、事業推進体制の強化に取り組みます。

◇ 共済事業部門

JA共済は、地域に根ざした農業協同組合の共済事業として、組合員等利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと、いえ、くるま」の生活総合保障を提供し、地域における満足度・利用度NO.1をめざします。

2. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和6年度）

◇ 全体的な概況

日本の経済は、欧米との金利差の拡大を背景にした円安進行による物価高上昇に対し、春闘における賃上げ効果などから、実質雇用者報酬に持ち直しの動きがみられ、可処分所得の持続的な増加が個人消費を下支えし、緩やかな回復の動きがみられました。

農業においては、農業者の減少や農業生産構造の変化に伴い、集落の基礎組織等の脆弱化や組合員とのつながりの希薄化が進んでいるため、組合員との対話に継続的に取り組むとともに、組合員の運営参画および意思反映の機会をつくることが重要となっており、出向く体制ならびに対話・意思反映への取組の強化を進めてまいりました。

水稻の作況指数は全国では101の「平年並み」、富山県においては99の「平年並み」となりました。品質においては、記録的な高温となった令和5年産から大きく上昇し、管内のうち玄米1等比率は94.7%となりました。また、食味ランクにおいては「コシヒカリ」が6年ぶりに最高の「特A」を獲得しました。猛暑で西日本を中心に特A銘柄が減るなか、1等米比率が低下した令和5年産の教訓を踏まえ高温対策を徹底したことが食味に好影響を与えたとみられます。一方、「富富富」「てんこもり」は次点の「A」となりました。

今後も高温登熟による品質低下を回避するため、引き続き営農対策や指導の強化を図り、さらなる品質向上と増収に向けて取り組んでまいります。

また、令和6年産米は、前年からの品質低下等による先行きの米不足の懸念が継続するなかで、台風や地震情報の発表により買いだめと店頭での品切れの連鎖が始まり、さらに新米の収穫が始まると集荷業者による高値で米を確保する争奪戦が発生しました。このような影響等により、当JAの集荷量は前年から3割減少し、特に農業関連施設の収益が大幅に減少するなかで、今後、施設を継続的に運営していくためには、米の集荷量の確保と施設再編等を含めた対策が喫緊の課題となっています。

JAの事業において、信用事業では、貸出金利息は前年を下回りましたが、預金奨励施設の金利引き上げによる預金利息の増加が下支えし増益となりました。共済事業は、契約の満期継続の低下や新規契約の伸び悩みにより共済付加収入が減少し減益となりました。購買事業においては、昨年高騰した肥料・農薬等の仕入れ価格が落ち着いたことに伴う供給価格の低下等により収益が減少し、生産施設事業においても、米の荷受量が前年を下回り減益となりました。また、農林中央金庫の有価証券評価損の拡大による法令上の配当停止により、収益が約1億円あまり減少したことから、経常利益・当期剰余金とも昨年を下回る結果となりました。

自己改革への実践に向けた取り組みとして、引き続き「営農経済事業の成長効率化プログラム」により策定した12のソリューション（実行計画書）を実践し、農業者の売上増加・コスト低減の実現に向けて取り組んでまいりました。

さらに、農地の保全・有効活用、農業者の減少に対応するため、「グリーンパワーなのはな」とJA出資型農業法人「6時のそら」と連携をはかり、農作業受託事業による地域の補完的な担い手としての役割を発揮し、「農業者の所得増大」「地域活性化」の実現に向けた

取り組みを進めてまいりました。

組合員・利用者の皆さまのご理解、ご協力を得ながら、役職員一丸となって事業運営にあたってまいりましたところ、今期は和合経済用地の整備計画として進める予定としていた低温農業倉庫建設を延期した関係で、会計上、当該用地を減損処理したことから91,336千円の当期損失を計上しました。

◇ 部門別概況

① 信用事業

貯金は、平均残高1,111億9,571万円、期末残高1,109億5,365万円、貸出金は平均残高184億6,883万円、期末残高183億5,215万円となりました。

② 共済事業

長期共済の計画（推進総合ポイント）3,800,000ポイントに対し、1,438,151.5ポイントの実績を挙げ、年度末有効保有契約高1,911億7,672万円となりました。

③ 販売事業

主産物の米は、契約数量130,916.5俵に対し90,677.5俵（62.4%）、うち備蓄米は14,419.5俵、転作作物の飼料用米は452,665kg、大麦12,214俵（種子含む）、大豆15,330袋（種子含む）を集荷しました。また、水稻種子は12,833袋を集荷しました。

野菜販売高8,399万円、果樹販売高7億3,945万円、花き販売高204万円となりました。

④ 購買事業

購買品は、供給目標28億8,000万円（業者向け米および旅行を除く）に対し、31億2,572万円となりました。

⑤ 指導事業

1. 需要に応じた主食用米の作付けと、所得増大につながる水田フル活用による非主食用米・大豆・大麦・園芸作物等の作付けを推進し、農地の有効活用につとめました。
2. 米生産においては気象変動に負けない米作りを掲げ、営農情報や各種特報等の情報発信及び技術対策に取り組みました。

また、カントリーエレベーターの利用推進に取り組み均質な産米の出荷につとめました。

3. 園芸振興において、既存産地（野菜・果樹）の生産振興、水田園芸拡大品目（にんじん、加工用キャベツ、たまねぎ）を中心に園芸作物の生産拡大につとめました。
4. 担い手経営体に対する営農指導員の総合提案型訪問体制の整備を進め、経営基盤の安定した担い手の育成・確保につとめました。（令和7年2月末現在 認定農業者数143名うち法人42経営体）
5. GAP（生産工程管理）及び生産履歴記帳の徹底、農薬使用基準を遵守し、安全・安心な農産物の生産指導につとめました。
6. 農産物直売所においては来場者176,400名、売上高142,752千円となりました。また利用者モニター調査を行い品揃え・接客の改善につとめました。
7. 組合員の健康管理活動を進めるため、日帰り人間ドック受診（受診者数：87名）を

推進しました。またキッチンカーを用いた食農教育・ボランティア活動を積極的に行いました。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇ 協同組合の特性

当組合は、富山市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇ 農業関係の持続的な取り組み

- ・ 農業者の所得増大
- ・ 農業生産の拡大

◇ 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- ・ 生産履歴記帳運動
- ・ 農薬の安全使用・遵守の周知徹底

◇ 担い手・地産地消・食育への取り組み

- ・ 農産物の生産指導
- ・ JA直売所による地産地消促進
- ・ 農協まつりの開催

◇ 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、110,953百万円（うち定期積金の残高は673百万円）となっております。

資格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	91,048百万円
そ の 他	19,905百万円
合 計	110,953百万円

◇ 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、18,352百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	11,839百万円
地 方 公 共 団 体	4,108百万円
そ の 他	2,405百万円
合 計	18,352百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、①JA等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものの3タイプがあります。

農 業 近 代 化 資 金	167百万円
農 林 漁 業 金 融 公 庫 資 金	0百万円
農 業 改 良 資 金	0百万円
合 計	167百万円

◇ 文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

○小中学生を対象に書道・作文・図画コンクールの実施

○健康福祉活動として、「日帰り人間ドック」の実施や「ふれあいいいききサロン」の開催

○JA女性部による「キッチンカー」を活用した地場農産物の消費拡大

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

○年金友の会パークゴルフの開催

- J A 青年部・女性部による親子農業スクールの開催
- (3) 情報提供活動
 - 広報誌「なのはなだより」の発行
 - インターネットによる営農情報や各種情報の発信

◇ 地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

- (1) 農業者等の経営支援に関する取組み方針
農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に取組み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。
- (2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備
農業者の金融ニーズに応えるための融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、農業経営アドバイザーを3人配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。
- (3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援
融資部門と営農生活部門との連携し農業融資・資金提案を行い、また、組合員の意見を直接取り入れ、農業者をサポートする体制を整えております。
- (4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援
新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、資本供与の枠組みであるアグリシードファンドを提案するなどして担い手支援に取り組んでいます。
- (5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み
農業経営負担軽減支援資金等の負債整理資金を提案し、償還金の負担軽減を図るなどした取組み、また、農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）の融資について、農業振興等に貢献するために創設された J Aバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行うなどして担い手を支援しています。
- (6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献
富山県 J A においては、市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、J Aバンク食農教育応援事業を展開し、農業に関する教材「農業とわたしたちの暮らし」の配布や

農業体験学習の受入れなどに取組んでいます。

(7)「経営者保障に関するガイドライン」への対応方針

経営者保障に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保障に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに即した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

5. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視

したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇ 業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備され、適正かつ効率的に業務が執行が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和7年3月1日時点のものです。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与えるマナー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇ 金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

- ・信用事業

金融共済部貯金為替課 電話番号／076-438-2212

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

- ・共済事業

金融共済部共済課 電話番号／076-438-2215

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、
電話：03-6837-1359）

- ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部 0120-159-700）

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

なのはな農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇ 利用者保護等管理方針

当 J A は、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

J A バンク利用者保護等管理方針

なのはな農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当 J A が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当 J A との取引に伴い、当 J A の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇ 金融円滑化管理方針

当 J A は、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当 J A の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

なのはな農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。

(1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ 個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人

を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報取扱い

当組合は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係るの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇ 苦情受付窓口

当JAでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当JAの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当JAは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

企画総務部総務課

電話番号／076-438-2211

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8時30分～午後5時

◇ 内部監査体制等

当JAでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○ 監査実施状況

(単位:人、日)

監査期間	監査内容等	監査従事人数		
		監事	補助員	計
R6.3/15~4/5	令和5年度決算監査(全部門)	15	23	38
随時	内部監査	2	55	57
R6.9/2~10/4	上半期末監事監査(全部門)	12	21	33
監査延べ人数		29	99	128

6. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、18.71%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 1,910百万円（前年度1,920百万円）

項目	内容
発行主体	なのはな農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,910百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

[信用事業]

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品については、本誌25ページをご覧ください。

◇ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

主な貸出商品については、本誌26ページをご覧ください。

◇ 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇ その他の業務及びサービス

当J Aでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かり、全国のJ Aでの貯金の出し

入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

主なその他サービス等については、本誌27ページから28ページをご覧ください。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

主な共済商品については、本誌29ページをご覧ください。

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇ 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇ 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇ 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【主な貯金商品】

種 類	し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額	
普通貯金 (総合口座)	いつでも預入・引出ができます。給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に組合せた定期貯金を担保として、自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄貯金	お預け入れ残高に応じて、4段階の金利が設定されているため、普通貯金より高利回りで運用できます。ただし、給与・年金等の自動受け取りや、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由	1円以上	
スーパー定期	お預け入れは1円からという手軽な定期貯金でお預け入れ期間が3年以上は有利な半年複利も選択できます。	1ヶ月以上 10年以内	1円以上	
大口定期	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1ヶ月以上 10年以内	1,000万円 以上	
期日指定 定期貯金	お利息が1年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1年たてば1ヶ月前のご通知でいつでも満期日を指定できますし、元金(1万円以上)の一部引き出しもできます。	最長3年	1円以上	
変動金利 定期貯金	市場金利に応じて6ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	1年、2年、3 年	1円以上	
普通貯金無利息型 (決済用)	利息はつきません。個人のは総合口座による貸越ができます。貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定期積金	毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6ヶ月以上 10年以内	1回1,000円 以上	
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3年以上	1回1円 以上
	財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60才以降に年金としてお受取りできます。また、財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円 以上
	財形住宅貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回1円 以上

※ 商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換えにご利用いただけます。
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用いただけます。
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫建設など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	小学校、中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 なお、在学中の授業料の支払などにもご利用いただけます。
多 目 的 ロ ー ン	生活に関するさまざまな用途にご利用いただけます。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用いただけます。 当 JA の各支店をはじめ、全国の提携金融機関の ATM でご利用いただけます。
農機ハウスローン	農機具（中古農機含む）の購入、修理をはじめ格納庫建設、パイプハウスなどの資材購入・建設資金および他金融機関の農機具ローンの借換えにもご利用いただけます。
営 農 ロ ー ン	営農に必要な一切の資金を対象とした当座貸越です。あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用できます。

※ その他にも皆さまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

諸手数料一覧表(令和7年4月1日～)

なのはな農業協同組合

	項 目		手数料	
貯 金 取 引 業 務	通帳・証書再発行	1件につき	1,100円	
	キャッシュカード等発行	ICカード1枚	無料	
		JAカード(一体型)	無料	
		ICカード再発行	1,100円	
		お客様のご都合によるJAカード再発行	1,100円	
	未利用口座管理手数料	最終異動日から経過期間2年	1,320円	
	残高証明書発行	1通につき	440円	
	相続税申告等のための取引状況証明書発行	1件につき	1,100円	
	取引履歴照会票発行	1枚につき	110円	
	定時自動送金サービス	年間基本料	660円	
			5万円未満	5万円以上
		為替手数料(振込) 当JA同一支店	110円	220円
		為替手数料(振込) 当JA他本支店	110円	220円
		為替手数料(振込) 他JA・系統	440円	660円
	定期自動集金サービス	年間基本料	660円	
振替手数料(送金)		110円		
口座振替手数料	1件につき	110円		
		(CD・DVD-RW持込契約)		
媒体持込手数料	1ファイルまたは1案件あたり	5,500円		
” (営農団体・農業法人・営農組合)	1ファイルまたは1案件あたり	3,300円		
為 替 業 務	振込手数料		5万円未満	5万円以上
		当JA同一支店内	110円	220円
		当JA他本支店間	110円	220円
		他JA・系統(電信)	605円	770円
		他JA・系統(文書)	550円	770円
		他行(電信)	605円	770円
		他行(文書)	550円	770円
	視覚障害者における窓口での振込手数料	自動化機器と同額		
個別取立手数料(通帳・証書)	1通につき	1,100円		
国債保護預かり口座管理手数料	1口座につき月額	110円		

諸手数料一覧表(令和7年4月1日～)

なのはな農業協同組合

	項 目		手数料
手形・小切手	貸出手形用紙交付	1枚につき	—円
	小切手用紙交付(50枚)	1冊につき	3,300円
	手形用紙交付(50枚)	1冊につき	3,300円
	自己宛小切手(保証小切手)交付	1枚につき	1,100円
	電子交換所取立手数料(小切手)	1枚につき	880円
	電子交換所取立手数料(約束手形)	1枚につき	880円
	個別取立手数料(小切手・手形)	1通につき	1,100円
その他	振込・送金の組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	不渡り手形返却料	1通につき	1,100円
	離島回金料		無料
	貯金口座振替依頼書	50部	1,650円
	相続時口座照会手数料	1件につき	5,060円
	窓口両替手数料 金種指定払出手数料 大量硬貨入金手数料	1枚 ～100枚 101枚～300枚 301枚～1000枚 1001枚以上	220円※ 330円 660円 1000枚ごとに330円加算
	<small>※ 1枚～100枚の両替については、当組合に口座をお持ちの方は1日1回まで無料となります。キャッシュカードまたは通帳をご提示ください。 ※ 1000枚を超えた場合は、660円に1～1000枚毎に330円を加算いたします。 ※ お持ち頂いた金種の合計枚数あるいは、受取りされる金種の合計枚数のいずれか多い方の枚数に応じて、手数料を頂きます。 ※詳細については別紙</small>		
貸出業務	融資可能証明書	1通につき	5,500円
	取扱手数料 住宅(保証料内包型)	1案件につき	55,000円
	取扱手数料 住宅・リフォーム	1案件につき	11,000円
	取扱手数料 農業関連融資/その他融資	1案件につき	無料
	条件変更手数料	1回につき	5,500円
	一部繰上 住宅・リフォーム・農業関連融資	1回につき	無料
	一部繰上 その他融資	1回につき	無料
	繰上完済 農業関連融資	1回につき	無料
	繰上完済	100万円未満	2,200円
	繰上完済	100万円以上500万円未満	3,300円
	繰上完済	500万円以上1,000万円未満	5,500円
	繰上完済	1,000万円以上	11,000円

【主な共済仕組み一覧】

○ ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすく、通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
がん共済	がんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や再発・長期治療のときは一時金をお支払します。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障するプランです。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

○ いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

○ くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」が自動セットされています。また、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）：トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	110,748,348	106,914,848	1. 信用事業負債	113,332,828	111,476,744
(1) 現金	505,447	398,736	(1) 貯金	113,131,198	110,953,655
(2) 預金	85,572,440	79,493,643	(2) その他の信用事業負債	201,629	523,088
系統預金	85,550,021	79,473,315	未払費用	8,937	29,642
系統外預金	22,418	20,328	その他の負債	192,692	493,446
(3) 有価証券	7,545,760	8,185,660	2. 共済事業負債	209,934	210,411
国債	6,560,120	6,244,670	(1) 共済資金	85,114	92,848
地方債	189,580	176,750	(2) 未経過共済付加収入	121,218	117,150
政府保証債	-	200,020	(3) その他の共済事業負債	3,601	411
金融債	-	494,040	3. 経済事業負債	191,092	215,768
社債	796,060	1,070,180	(1) 経済事業未払金	165,289	181,712
(4) 貸出金	16,733,964	18,352,151	(2) 経済受託債務	25,803	34,055
(5) その他の信用事業資産	432,378	523,329	4. 雑負債	392,956	367,411
未収収益	417,209	508,822	(1) 未払法人税等	12,300	2,680
その他の資産	15,169	14,507	(2) 資産除去債務	4,095	4,095
(6) 貸倒引当金	▲ 41,642	▲ 38,702	(3) 未払金	144,170	121,742
2. 共済事業資産	220	988	(4) 職員預り金	206,827	215,787
その他の共済事業資産	220	988	(5) その他の負債	25,563	23,105
3. 経済事業資産	1,253,812	1,628,983	6. 諸引当金	538,686	492,763
(1) 経済事業未収金	219,293	174,660	(1) 賞与引当金	38,002	38,591
(2) 経済受託債権	649,447	1,074,518	(2) 退職給付引当金	493,347	444,984
(3) 棚卸資産	371,294	366,238	(3) 役員退職慰労引当金	7,336	9,187
購買品	320,300	325,031	負債の部合計	114,665,498	112,763,099
その他の棚卸資産	50,993	41,206	(純資産の部)		
(4) その他の経済事業資産	13,780	13,589	1. 組合員資本	9,257,617	9,146,543
(5) 貸倒引当金	▲ 2	▲ 22	(1) 出資金	1,920,853	1,910,124
4. 雑資産	267,801	207,288	(2) 資本準備金	38,924	38,924
5. 固定資産	2,826,087	2,711,387	(3) 利益剰余金	7,330,587	7,220,722
(1) 有形固定資産	2,821,497	2,706,533	利益準備金	2,344,187	2,374,187
建物	4,737,422	4,716,421	その他利益剰余金	4,986,400	4,846,535
機械装置	2,047,329	2,077,220	税効果調整積立金	161,606	156,674
土地	1,362,161	1,276,218	減損会計導入対策積立金	203,074	114,955
その他の有形固定資産	1,339,644	1,377,758	施設整備積立金	450,000	500,000
減価償却累計額	▲ 6,665,060	▲ 6,741,085	リスク対策積立金	400,000	450,000
(2) 無形固定資産	4,589	4,854	特別積立金	3,483,697	3,483,697
その他の無形固定資産	4,589	4,854	当期末処分剰余金	288,022	141,208
6. 外部出資	7,962,526	9,025,526	(うち当期剰余金)	121,867	91,336
(1) 系統出資	7,772,036	8,835,036	(4) 処分未済持分	▲ 32,748	▲ 23,228
(2) 系統外出資	130,640	130,640	2. 評価・換算差額等	▲ 702,713	▲ 1,263,974
(3) 子会社等出資	59,850	59,850	(1) その他有価証券評価差額金	▲ 702,713	▲ 1,263,974
7. 繰延税金資産	161,606	156,674	純資産の部合計	8,554,903	7,882,568
資産の部合計	123,220,402	120,645,667	負債及び純資産の部合計	123,220,402	120,645,667

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,737,512	1,696,595	(9) 保管事業収益	43,772	38,373
事業収益	5,136,390	5,411,958	(10) 保管事業費用	10,032	8,737
事業費用	3,398,878	3,715,362	保管事業総利益	33,739	29,635
(1) 信用事業収益	642,636	721,135	(11) 加工・利用事業収益	1,633,690	1,845,933
資金運用収益	585,102	663,811	(12) 加工・利用事業費用	1,374,520	1,593,957
(うち預金利息)	368,996	476,425	加工・利用事業総利益	259,169	251,976
(うち有価証券利息)	53,537	62,693	(13) その他事業収益	91,849	114,724
(うち貸出金利息)	155,563	124,692	(14) その他事業費用	80,689	100,749
(うちその他受入利息)	7,005	0	その他事業総利益	11,159	13,975
役員取引等収益	29,842	32,451	(15) 指導事業収入	11,194	9,601
その他経常収益	27,691	24,872	(16) 指導事業支出	39,738	36,479
(2) 信用事業費用	68,811	116,728	指導事業収支差額	▲ 28,544	▲ 26,877
資金調達費用	14,251	62,938	2. 事業管理費	1,716,643	1,749,226
(うち貯金利息)	13,534	60,741	(1) 人件費	1,210,147	1,218,502
(うち給付補填備金繰入)	295	172	(2) 業務費	167,282	173,568
(うちその他支払利息)	421	2,024	(3) 諸税負担金	53,603	53,079
役員取引等費用	5,444	5,514	(4) 施設費	274,844	290,438
その他経常費用	49,116	48,275	(5) その他事業管理費	10,765	13,636
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 3,040	▲ 2,939	事業利益	20,868	-
信用事業総利益	573,824	604,406	事業損失	-	52,630
(3) 共済事業収益	336,886	320,729	3. 事業外収益	174,089	86,042
共済付加収入	311,810	298,088	(1) 受取雑利息	0	2
その他の収益	25,075	22,641	(2) 受取出資配当金	127,143	27,590
(4) 共済事業費用	11,689	11,336	(3) 賃貸料	40,900	40,707
共済推進費	2,753	2,861	(6) 雑収入	6,045	17,741
共済保全費	3,971	3,924	4. 事業外費用	17,705	20,417
その他の費用	4,963	4,549	(1) 賃貸施設関連費用	13,972	17,898
共済事業総利益	325,196	309,393	(2) 寄付金	30	30
(5) 購買事業収益	2,548,031	2,488,732	(3) 雑損失	3,702	2,488
購買品供給高	2,364,636	2,294,861	経常利益	177,253	12,994
購買手数料	81,360	81,589	5. 特別利益	79	516
修理サービス料	63,616	68,692	(1) 固定資産処分益	79	516
その他の収益	38,418	43,589	6. 特別損失	158	97,159
(6) 購買事業費用	2,073,054	2,052,885	(1) 固定資産処分損	158	9,040
購買品供給原価	2,021,248	2,004,451	(2) 減損損失	-	88,119
購買品供給費	10,116	9,906	税引前当期利益	177,175	83,648
その他の費用	41,690	38,528	法人税・住民税及び事業税	46,780	2,755
(うち貸倒引当金戻入益)	▲ 1	-	法人税等調整額	8,526	4,932
(うち貸倒引当金繰入額)	-	19	法人税等合計	55,307	7,687
購買事業総利益	474,977	435,846	当期剰余金	121,867	-
(7) 販売事業収益	93,146	85,916	当期損失金	-	91,336
販売手数料	76,244	66,642	当期首繰越剰余金	157,627	139,493
その他の収益	16,901	19,273	税効果調整積立金取崩額	8,526	4,932
(8) 販売事業費用	5,157	7,676	減損会計導入対策積立金取崩額	-	88,119
販売費	3,647	3,318	当期未処分剰余金	288,022	141,208
その他の費用	1,510	4,358			
販売事業総利益	87,988	78,239			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	177,175	▲ 83,648	その他の資産の純増減	▲ 24,786	60,493
減価償却費	167,109	183,694	その他の負債の純増減	22,061	▲ 19,320
減損損失	0	88,119	信用事業資金運用による収入	581,324	572,198
貸倒引当金の増加額	▲ 3,376	▲ 2,920	信用事業資金調達による支出	▲ 70,659	▲ 96,185
賞与引当金の増加額	▲ 1,274	589	小 計	3,601,384	5,249,165
退職給付引当金の増加額	▲ 36,114	▲ 48,363	雑利息及び出資配当金の受取額	127,597	27,788
その他引当金等の増加額	1,650	1,811	雑利息の支払額	▲ 102	▲ 550
信用事業資金運用収益	▲ 585,102	▲ 663,811	法人税等の支払額	▲ 48,580	▲ 12,375
信用事業資金調達費用	68,811	116,728	事業活動によるキャッシュ・フロー	3,680,299	5,264,028
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 127,143	▲ 27,592	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券関係損益	▲ 29,842	0	有価証券の売却による収入	▲ 725,178	▲ 1,201,161
固定資産売却損益	79	8,524	固定資産の取得による支出	▲ 103,152	▲ 157,923
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			固定資産の売却による収入	77	▲ 7,712
貸出金の純増減	627,412	▲ 1,618,187	外部出資による支出	0	▲ 1,063,000
預金の純増減	2,000,000	9,000,000	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 818,073	▲ 2,429,796
貯金の純増減	954,726	▲ 2,177,543	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
その他の信用事業資産の純増減	4,565	662	出資の増額による収入	164,543	106,992
その他の信用事業負債の純増減	▲ 43,419	300,916	出資の払戻しによる支出	▲ 130,146	▲ 117,721
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の譲渡による収入	15,316	27,655
共済資金の純増減	▲ 35,422	7,734	持分の取得による支出	▲ 32,748	▲ 18,135
未経過共済付加収入の純増減	▲ 8,413	▲ 4,068	出資配当金の支払額	▲ 18,632	▲ 18,528
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,667	▲ 19,737
受取手形及び経済事業未収金の純増減	▲ 76,079	44,633	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	2,840,199	2,814,495
経済受託債権の純増減	65,631	▲ 425,071	5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,384,005	5,077,887
棚卸資産の純増減	▲ 39,884	5,056	6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,224,204	7,892,382
支払手形及び経済事業未払金の純増減	3,742	16,423			
経済受託債務の純増減	8,612	8,253			

注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資含む）

i) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

ii) その他有価証券

①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品（肥料、農薬）…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外の購買品）…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

その他の棚卸資産…総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の

貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を

負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が行い、プール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。なお、期末までに精算が終了していないもののうち、「JA共同計算」にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

加工・利用事業収益及びその他事業収益のうち、当組合が代理人として、農産物直売品及び旅行商品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、各事業収益に含めて表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計

基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 161,606千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した減損損失はありません。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 41,645千円

※貸倒引当金の総額を記載しています。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評

価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れ等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,213,304千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物1,978,083千円、機械及び装置他2,235,220千円

(2) 担保に供している資産

預金 8,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 37,809千円

金銭債務 123,022千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 4,211千円

金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,798千円、危険債権額は56,914千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,713千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	155,994千円
うち事業取引高	151,643千円
うち事業取引以外の取引高	4,350千円

- ② 子会社等との取引による費用総額 124,061千円
うち事業取引高 124,061千円
うち事業取引以外の取引高はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的

な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が9,599千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	85,572,440	85,534,889	△ 37,550
有価証券			
その他有価証券	7,545,760	7,545,760	—
貸出金	16,733,964		
貸倒引当金	△ 41,642		
貸倒引当金控除	16,692,322	16,726,635	34,313
資 産 計	109,810,522	109,807,284	△ 3,238
貯金	113,131,198	113,048,745	△ 82,453
負 債 計	113,131,198	113,048,745	△ 82,453

※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割

り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	7,962,526

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決済日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	85,572,440	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券	—	—	—	100,000	500,000	7,700,000
貸出金	2,036,224	1,456,572	1,472,977	1,289,096	1,413,267	9,065,825
合 計	87,608,665	1,456,572	1,472,977	1,389,096	1,913,267	16,765,825

※貸出金のうち、当座貸越262,429千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	103,193,807	3,429,730	5,397,804	168,675	924,680	16,500

※要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差 額(*)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	101,220	98,671	2,548
	社 債	200,100	200,000	100
	小 計	301,320	298,671	2,648
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	6,458,900	7,149,802	△ 690,901
	地 方 債	189,580	200,000	△ 10,420
	社 債	595,960	600,000	△ 4,040
	小 計	7,244,440	7,949,802	△ 705,362
合 計	7,545,760	8,248,473	△ 702,713	

※上期の差額△702,713千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	529,461千円
退職給付費用	80,849千円
退職給付の支払額	△84,335千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△19,402千円
特定退職金共済制度への拠出金	△13,225千円
期末における退職給付引当金	493,347千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,176,419千円
年金資産	△478,501千円
特定退職金共済制度	△204,571千円
未積立退職給付債務	493,347千円
退職給付引当金	493,347千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	80,849千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,760千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は133,767千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	12,045 千円
退職給付引当金	136,164 千円
減損損失否認（建物）	40,132 千円
減損損失否認（土地）	27,801 千円
J Aバンク支援積立金	16,657 千円
資産除去債務	1,130 千円
有価証券評価に係る繰延税金資産	193,949 千円
その他	7,809 千円
繰延税金資産小計	435,688 千円
評価性引当額	△ 274,081 千円
繰延税金資産合計	161,606 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.0 %
住民税均等割等	1.5 %
過年度法人税等	9.4 %
評価性引当額の増減	△ 2.3 %
その他	△ 0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2 %

注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資含む）

i) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

ii) その他有価証券

① 時価のあるもの …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品（肥料、農薬） …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（農機具製品、自動車） …… 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

購買品（上記以外の購買品） …… 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

その他の棚卸資産 …… 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② **賞与引当金**

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ **退職給付引当金**

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ **役員退職慰労引当金**

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) **収益及び費用の計上基準**

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① **購買事業**

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② **販売事業**

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ **保管事業**

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ **加工事業**

組合員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については、販売を当組合が行い、プール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会富山県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残額を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。なお、期末までに精算が終了していないもののうち、「JA共同計算」にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

加工・利用事業収益及びその他事業収益のうち、当組合が代理人として、農産物直売品及び旅行商品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、各事業収益に含めて表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 156,674千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 88,119千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 38,725千円

※ 貸倒引当金の総額を記載しています。

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れ等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,212,490千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物1,978,083千円、機械及び装置他2,234,406千円

(2) 担保に供している資産

預金 8,000,000千円は為替取引の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 26,650千円

金銭債務 99,406千円

(4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額

金銭債権 2,974千円

金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は5,934千円、危険債権額は47,449千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,383千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引総額

① 子会社等との取引による収益総額	73,757千円
うち事業取引高	69,844千円
うち事業取引以外の取引高	3,913千円
② 子会社等との取引による費用総額	100,358千円
うち事業取引高	99,958千円
うち事業取引以外の取引高	400千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
和合経済施設用地 (富山市金山新中)	遊休 (施設建設予定地)	土 地	
旧上条育苗センター (富山市北馬場)	遊休 (旧賃貸固定資産)	建 物 土 地	

② 減損損失の認識に至った経緯

○和合経済施設用地

農業倉庫等の建設予定地として、建設計画の検討を続けてきましたが、昨今の建設費高騰等の状況を踏まえ、建設時期等について協議を行った結果、建設計画の検討について時期を定めず、一旦見合わせることにしました。この決定に伴い当該資産は、事業の用に供する見通しがなく、その実態は遊休資産に該当すると判断したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

○旧上条育苗センター

賃貸資産として使用していましたが、賃貸契約が解除となり、遊休資産となったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

和合経済施設用地	83,971千円 (土地83,971千円)
旧上条育苗センター	4,147千円 (建物2,229千円、土地1,917千円)
合計	88,119千円 (建物2,229千円、土地85,889千円)

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、いずれも正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行い算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスク等の市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%下落したものと想定した場合には、経済価値が12,889千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ **金融商品の時価等に関する事項についての補足説明**

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) **金融商品の時価等に関する事項**

① **金融商品の貸借対照表計上額及び時価等**

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず⑥に記載しています。 (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	79,493,643	79,328,326	△ 165,316
有価証券			
その他有価証券	8,185,660	8,185,660	—
貸出金	18,352,151		
貸倒引当金	△ 38,702		
貸倒引当金控除	18,313,448	18,065,835	△ 247,613
資 産 計	105,992,752	105,579,822	△ 412,930
貯金	110,953,655	110,583,890	△ 369,765
負 債 計	110,953,655	110,583,890	△ 369,765

※ 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② **金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明**

【資産】

i) 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii) 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

iii) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

i) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS レートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。

③ **市場価格のない株式等**

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは⑥の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	9,025,526

※ 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④ **金銭債権及び満期のある有価証券の決済日後の償還予定額**

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	79,493,643	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券	200,000	100,000	300,000	500,000	400,000	8,000,000
貸出金	1,889,066	1,591,255	1,696,396	1,837,031	2,150,141	9,188,259
合 計	81,582,710	1,691,255	1,996,396	2,337,031	2,550,141	17,188,259

※ 貸出金のうち、当座貸越248,293千円については「1年以内」に含めています。

⑤ **有利子負債の決算日後の返済予定額**

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	97,144,307	4,678,130	6,778,177	862,589	1,280,481	209,969

※ 要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表上額及びこれらの差額については、次のとおりです。(単位：千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価 又は償却原価	差 額(*)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	政府保証債	200,020	200,014	5
	小 計	200,020	200,014	5
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	6,244,670	7,449,770	△ 1,205,100
	地 方 債	176,750	200,000	△ 23,250
	金 融 債	494,040	500,000	△ 5,960
	社 債	1,070,180	1,099,850	△ 29,670
	小 計	7,985,640	9,249,620	△ 1,263,980
合 計	8,185,660	9,449,634	△ 1,263,974	

※ 上期の差額△ 1,263,974千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	493,347千円
退職給付費用	70,864千円
退職給付の支払額	△ 86,915千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 19,287千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 13,024千円
期末における退職給付引当金	444,984千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,085,366千円
年金資産	△ 448,147千円
特定退職金共済制度	△ 192,234千円
未積立退職給付債務	444,984千円
退職給付引当金	444,984千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	70,864千円
----------------	----------

(2) **特例業務負担金の将来見込額**

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,469千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は113,558千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) **繰延税金資産の発生原因別の主な内訳**

繰延税金資産	
賞与引当金	12,223 千円
退職給付引当金	122,816 千円
減損損失否認（建物）	38,816 千円
減損損失否認（土地）	51,507 千円
J Aバンク支援積立金	16,812 千円
資産除去債務	1,130 千円
税務上の繰越欠損金	10,044 千円
有価証券評価に係る繰延税金資産	348,857 千円
その他	6,878 千円
繰延税金資産小計	609,083 千円
評価性引当額	△ 452,409 千円
繰延税金資産合計	156,674 千円

(2) **法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因**

法定実効税率	27.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 9.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.7%
住民税均等割等	△ 3.2%
評価性引当額の増減	△ 28.0%
その他	△ 0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 9.2%

(3) **当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響**

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.6%から28.3%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産は2,729千円増加し、法人税等調整額は2,729千円減少します。

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	288,022	141,208
(1) 繰越剰余金	157,627	139,493
(2) 当期剰余金	121,867	▲ 91,336
(3) 目的積立金	100,000	10,000
2. 剰余金処分額	148,528	38,700
(1) 利益準備金	30,000	10,000
(2) 任意積立金	100,000	10,000
うち目的積立金	100,000	10,000
(3) 出資配当金	18,528	18,700
うち普通出資に対する配当金	18,528	18,700
(4) 事業分量配当金	-	-
3. 次期繰越剰余金	139,493	102,508

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和5年度 1.0% 令和6年度 1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

(単位:円)

積立金の種類	積立目的	期末残高
税効果調整積立金	税法基準の変更、繰延税金資産の発生原因の解消に対応するための積立	156,674,542
減損会計導入対策積立金	減損会計導入に伴い、固定資産の損失発生に対応するための積立	114,955,066
施設整備積立金	農協施設の取り壊しや再取得及び修繕に備えるための積立	500,000,000
リスク対策積立金	金利変動や経済変動・子会社管理に伴うリスクに備えるための積立	450,000,000

3. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和5年度 7,000千円

6. 部門別損益計算書
(5年度)

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	① 5,401,207	642,636	336,886	3,070,104	1,340,387	11,194	
事業費用	② 3,663,695	68,811	11,689	2,446,969	1,096,488	39,738	
事業総利益 (①-②)	③ 1,737,512	573,825	325,197	623,136	243,900	▲ 28,544	
事業管理費	④ 1,716,643	375,284	294,954	658,221	304,098	84,085	
(うち減価償却費)	⑤ 157,297	10,397	7,099	113,697	24,196	1,908	
(うち人件費)	⑥ 1,210,147	283,174	223,393	422,583	217,221	63,775	
うち共通管理費	⑦	98,279	67,574	154,512	64,729	10,077	395,171
(うち減価償却費)	⑧	8,470	6,682	12,640	6,251	1,908	35,952
(うち人件費)	⑨	69,282	47,636	108,923	45,631	7,104	278,576
事業利益 (③-④)	⑩ 20,868	198,541	30,243	▲ 35,085	▲ 60,198	▲ 112,629	
事業外収益	⑪ 174,089	48,224	35,627	56,679	32,362	1,197	
うち共通分	⑫	11,675	8,028	18,356	7,690	1,197	46,946
事業外費用	⑬ 17,705	4,198	3,217	6,338	3,121	831	
うち共通分	⑭	4,198	3,217	6,338	3,121	831	17,705
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮ 177,253	242,567	62,652	15,257	▲ 30,957	▲ 112,264	
特別利益	⑯ 79	20	14	31	13	2	
うち共通分	⑰	20	14	31	13	2	79
特別損失	⑱ 158	39	27	62	26	4	
うち共通分	⑲	39	27	62	26	4	158
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳ 177,175	242,547	62,638	15,226	▲ 30,969	▲ 112,266	
営農指導事業分配賦額	㉑	32,265	24,373	33,837	21,791	▲ 112,266	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒ 177,175	210,282	38,265	▲ 18,611	▲ 52,759		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費

共通管理費等の再配賦は、その1/3を配賦人員割、1/3を人件費を除く事業管理費割、1/3を事業総利益割としました。

(2) 営農指導事業

営農指導事業収支の配賦は、その1/2を均等割、1/2を事業利益割としました。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	24.87	17.10	39.10	16.38	2.55	100.0
営農指導事業	28.74	21.71	30.14	19.41		100.0

(6年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5,625,143	721,135	320,729	3,239,475	1,334,203	9,601	
事業費用	②	3,928,547	116,728	11,336	2,657,341	1,106,663	36,479	
事業総利益 (①-②)	③	1,696,595	604,406	309,393	582,134	227,540	▲ 26,878	
事業管理費	④	1,749,226	397,814	299,723	632,564	336,495	82,630	
(うち減価償却費)	⑤	169,815	24,052	8,213	108,910	26,486	2,152	
(うち人件費)	⑥	1,218,502	288,354	224,898	403,996	239,166	62,088	
うち共通管理費	⑦		115,884	73,654	160,287	74,503	10,704	435,032
(うち減価償却費)	⑧		9,995	7,796	14,004	7,951	2,152	41,898
(うち人件費)	⑨		71,714	55,932	100,474	59,480	15,441	303,041
事業利益 (③-④)	⑩	▲ 52,630	206,592	9,670	▲ 50,430	▲ 108,955	▲ 109,508	
事業外収益	⑪	86,042	23,857	15,821	29,645	15,280	1,438	
うち共通分	⑫		15,570	9,896	21,537	10,010	1,438	58,452
事業外費用	⑬	20,417	5,438	3,457	7,521	3,498	503	
うち共通分	⑭		5,438	3,457	7,521	3,498	503	20,417
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	12,994	225,012	22,034	▲ 28,307	▲ 97,172	▲ 108,573	
特別利益	⑯	516	137	87	190	88	13	
うち共通分	⑰		137	87	190	88	13	516
特別損失	⑱	97,159	25,881	16,450	35,798	16,639	2,391	
うち共通分	⑲		25,881	16,450	35,798	16,639	2,391	97,159
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	▲ 83,648	199,268	5,672	▲ 63,915	▲ 113,722	▲ 110,951	
営農指導事業分配賦額	㉑		33,324	23,828	32,607	21,193	▲ 110,951	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	▲ 83,648	165,944	▲ 18,156	▲ 96,521	▲ 134,915		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

共通管理費等の再配賦は、その1/3を配賦人員割、1/3を人件費を除く事業管理費割、1/3を事業総利益割としました。

(2) 営農指導事業

営農指導事業収支の配賦は、その1/2を均等割、1/2を事業利益割としました。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26.64	16.93	36.84	17.13	2.46	100.0
営農指導事業	30.03	21.48	29.39	19.10		100.0

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益	5,985	5,998	5,299	5,401	5,625
信用事業収益	698	704	638	642	721
共済事業収益	388	373	370	336	320
農業関連事業収益	3,505	3,440	3,010	3,081	3,249
生活その他事業収益	1,393	1,480	1,281	1,340	334
経常利益	62	192	189	177	12
当期剰余金	194	18	144	121	▲ 91
出資金	1,868	1,883	1,886	1,920	1,910
(出資口数)	1,868,218	1,883,429	1,886,456	1,920,853	1,910,124
純資産額	8,917	8,894	8,591	8,554	7,882
総資産額	125,061	125,914	122,394	123,220	120,645
貯金等残高	114,440	115,292	112,176	113,131	110,953
貸出金残高	16,906	17,413	17,361	16,733	18,352
有価証券残高	3,474	3,854	6,790	7,545	8,185
剰余金配当金額	18	18	28	18	18
出資配当額	18	18	18	18	18
事業利用分量配当額	-	-	10	-	-
職員数	229	222	211	208	212
単体自己資本比率	17.48%	17.65%	18.52%	18.59%	18.71%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 職員数は常備人を含んでいます。
 5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
資金運用収支	570	600	30
役務取引等収支	24	26	2
その他信用事業収支	▲ 21	▲ 23	▲ 2
信用事業粗利益	573	604	31
(信用事業粗利益率)	0.51	0.56	0.05
事業粗利益	1,853	1,684	▲ 169
(事業粗利益率)	1.50	1.39	▲ 0.11
事業純益	137	▲ 66	▲ 203
実質事業純益	137	▲ 64	▲ 201
コア事業純益	137	▲ 64	▲ 201
コア事業純益(投資信託解約損益除く。)	137	▲ 64	▲ 201

- (注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用
 2. 役務取引等収支=役務取引等収益-役務取引等費用
 3. その他信用事業収支=(その他事業直接収益+その他経常収益)-(その他事業直接費用+その他経常費用)
 4. 信用事業粗利益=信用事業収益(その他経常収益を除く)-信用事業費用(その他経常費用を除く)+金銭の信託運用見合
 5. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 6. 事業粗利益=事業総利益-信用事業に係るその他経常収益-信用事業以外に係るその他の収益+信用事業に係るその他経常費用+信用事業以外に係るその他の費用+事業外収益の受取配资配当金+金銭の信託運用見合費用
 7. 事業粗利益率=事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 8. 事業純益=事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額
 9. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
 10. コア事業純益:実質事業純益-国債等債券関係損益
 11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	109,154	578	0.52%	108,255	663	0.61%
うち預金	84,265	368	0.43%	80,999	476	0.58%
うち有価証券	7,806	53	0.67%	8,787	62	0.70%
うち貸出金	17,082	155	0.90%	18,468	124	0.67%
資金調達勘定	111,832	13	0.01%	111,195	60	0.05%
うち貯金・定期積金	111,832	13	0.01%	111,195	60	0.05%
うち譲渡性貯金						
うち借入金	0	0	0.00%	0	0	0.00%
総資金利ざや	-		0.51%	-		0.56%

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)
 2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積金+借入金)平均残高
 3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	▲ 17	85
うち預金	0	107
うち有価証券	22	9
うち貸出金	▲ 4	▲ 30
支払利息	▲ 5	47
うち貯金・定期積金	▲ 5	47
うち譲渡性貯金	0	0
差し引き	▲ 12	38

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	45,565	40.7	47,783	43.0	2,218
定 期 性 貯 金	66,242	59.2	63,387	57.0	▲ 2,855
そ の 他 の 貯 金	25	0.0	25	0.0	0
計	111,832	100.0	111,195	100.0	▲ 637

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	65,280	100.0	61,183	100.0	▲ 4,097
うち 固 定 金 利 定 期	65,276	100.0	61,179	100.0	▲ 4,097
うち 変 動 金 利 定 期	4	0.0	4	0.0	0

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	0	0	0
証 書 貸 付	15,722	17,581	1,859
当 座 貸 越	252	241	▲ 11
合 計	15,974	17,822	1,848

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	14,353	83.3	17,117	93.3	2,764
変 動 金 利 貸 出	2,380	16.7	1,234	6.7	▲ 1,146
合 計	16,733	100.0	18,352	100.0	1,619

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
貯金・定期積金等	1,518		2,150		632
有価証券	0		0		0
動産	0		0		0
不動産	0		0		0
その他担保物	0		0		0
小 計	1,518		2,150		632
農業信用基金協会保証	8,486		8,732		246
その他保証	397		415		18
小 計	8,883		9,147		264
信 用	6,332		7,053		721
合 計	16,733		18,352		1,619

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設備資金	10,212	58.5	11,139	60.7	927
運転資金	6,521	41.5	7,213	39.3	692
合 計	16,733	100.0	18,352	100.0	1,619

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	677	4.0	707	3.9	30
林 業	6	0.0	6	0.0	0
水 産 業	12	0.1	12	0.1	0
製 造 業	1,441	8.6	1,499	8.2	58
鉱 業	21	0.1	20	0.1	▲ 1
建設・不動産業	659	3.9	684	3.7	25
電気・ガス・熱供給水道業	301	1.8	252	1.4	▲ 49
運輸・通信業	419	2.5	386	2.1	▲ 33
金融・保険業	1,383	8.3	225	1.2	▲ 1,158
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,686	16.1	2,858	15.6	172
地方公共団体	2,744	16.4	4,108	22.4	1,364
非営利法人	0	0.0	0	0.0	0
そ の 他	6,377	38.1	7,587	41.3	1,210
合 計	16,733	100.0	18,352	100.0	1,619

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	598	532	▲ 66
穀 作	151	121	▲ 30
野 菜 ・ 園 芸	7	5	▲ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	7	9	2
工 芸 作 物	0	0	0
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	0	0	0
養 鶏 ・ 養 卵	0	0	0
養 蚕	0	0	0
そ の 他 農 業	433	397	▲ 36
農 業 関 連 団 体 等	0	0	0
合 計	598	532	▲ 66

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1)営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	400	360	▲ 40
農 業 制 度 資 金	198	172	▲ 26
農 業 近 代 化 資 金	193	167	▲ 26
そ の 他 制 度 資 金	5	5	0
合 計	598	532	▲ 66

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全 (単位:千円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	5,798	967	500	4,331	5,798
	令和6年度	5,934	967	483	4,482	5,934
危険債権	令和5年度	56,914	19,834	43	37,036	56,914
	令和6年度	47,449	15,238	0	32,210	47,449
要管理債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
三月以上延滞債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和5年度	0	0	0	0	0
	令和6年度	0	0	0	0	0
小計	令和5年度	62,713				
	令和6年度	53,383				
正常債権	令和5年度	16,703,083				
	令和6年度	18,318,852				
合計	令和5年度	16,765,796				
	令和6年度	18,372,235				

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	—	0	0	0	2	—	0	2
個別貸倒引当金	44	41	0	44	41	41	36	0	41	36
合 計	45	41	0	44	41	41	38	0	41	38

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	0	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類	令和5年度		令和6年度		
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向	
送金・振込為替	件数	60,546	99,705	62,715	97,908
	金額	46,422	56,740	49,643	55,896
代金取立為替	件数	1	0	2	0
	金額	0	0	0	0
雑 為 替	件数	1,394	971	1,013	811
	金額	2,476	2,338	2,528	2,394
合 計	件数	61,941	100,676	63,730	98,719
	金額	48,899	59,079	52,172	58,290

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	7,145	7,446	301
地 方 債	199	200	1
社 債	460	-	▲ 460
特 別 法 人 債	-	1,099	1,099
政 府 保 証 債	-	200	200
金 融 債	-	407	407
合 計	7,806	9,353	1,547

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合 計
		2年以下	3年以下	4年以下	5年以下		
令和6年度 62							
国 債						7,449,770	7,449,770
地 方 債						200,000	200,000
社 債						-	-
特 別 法 人 債		100,000	199,851	500,000		300,000	1,099,851
政 府 保 証 債	200,014						200,014
金 融 債			100,000		400,000		500,000
令和5年度 64							
国 債						7,248,473	7,248,473
地 方 債						200,000	200,000
社 債						800,000	800,000
特 別 法 人 債						-	-
政 府 保 証 債						-	-
金 融 債						-	-

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債						
	地方債						
	政府保証債						
	金融債						
	社債						
	その他						
	小計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	政府保証債						
	金融債						
	社債						
	その他						
	小計						
合 計							

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式						
	債券						
	国債	101,220	98,671	2,548			
	地方債						
	政府保証債				200,020	200,014	5
	金融債						
	社債	200,100	200,000	100			
	小計	301,320	298,671	2,648	200,020	200,014	5
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式						
	債券						
	国債	6,458,900	7,149,802	▲ 690,901	6,244,670	7,449,770	▲ 1,205,100
	地方債	189,580	200,000	▲ 10,420	176,750	200,000	▲ 23,250
	政府保証債						
	金融債				494,040	500,000	▲ 5,960
	社債	595,960	600,000	▲ 4,040	1,070,180	1,099,850	▲ 29,670
	小計	7,244,440	7,949,802	▲ 705,361	7,985,640	9,249,620	▲ 1,263,980
合 計	7,545,760	8,248,473	▲ 702,713	8,185,660	9,449,634	▲ 1,263,974	

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位:千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	6,763	54,423,104	6,639	50,705,212
定期生命共済	130	1,310,500	131	1,449,800
養老生命共済	2,475	13,842,740	2,200	11,911,794
うちこども共済	1,499	6,015,795	1,448	5,543,195
医療共済	4,167	718,850	4,042	643,950
がん共済	584	19,500	612	19,000
定期医療共済	53	173,800	49	163,000
介護共済	691	1,126,971	705	1,177,189
認知症共済	136	-	145	-
生活障害共済	337	-	354	-
特定重度疾病共済	369	-	380	-
年金共済	2,537	77,000	2,460	75,000
建物更生共済	8,768	127,794,332	8,530	125,031,776
合 計	27,010	199,486,798	26,247	191,176,722

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済(入院共済金額)	-	18,468	-	16,920
医療共済(治療共済金額)	4,167	164,701	4,042	180,378
がん共済	584	3,234	612	3,366
定期医療共済	53	261	49	243
合 計	4,804	21,963 164,701	4,703	20,529 180,378

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	691	1,864,533	705	1,917,183
認知症共済	136	208,400	145	220,900
生活障害共済 (一時金型)	190	1,363,300	201	1,424,300
生活障害共済 (定期年金型)	147	184,080	153	188,900
特定重度疾病共済	369	394,500	380	407,400
合 計	1,533	4,014,813	1,584	4,158,683

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,671	1,020,792	1,615	972,881
年金開始後	866	558,394	845	546,285
合 計	2,537	1,579,186	2,460	1,519,166

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	保障金額	掛金	保障金額	掛金
火 災 共 済	30,675,190	26,151	30,791,300	27,142
自 動 車 共 済		320,147		317,983
傷 害 共 済	33,295,500	6,978	33,375,000	7,183
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	2,000	24	2,000	24
賠 償 責 任 共 済		203		203
自 賠 責 共 済		16,606		15,334
合 計		370,113		367,873

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済)の金額欄は斜線を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
生 産 資 材	肥料	431,972	365,533
	農薬	419,682	392,300
	農機具	430,388	440,046
	飼料	48,210	46,547
	生産雑資材	327,368	325,622
	計	1,657,621	1,570,049
生 活 物 資	米	29,573	20,061
	食料品	35,092	36,248
	酒・塩・タバコ	11,476	10,493
	衣料品・装飾品	38,734	34,842
	日用品	8,619	14,304
	燃料	106,223	108,991
	油類	572,290	588,457
	自動車	162,609	166,644
	その他耐久資材	205,967	575,637
	計	1,170,587	1,555,677
合 計		2,828,208	3,125,727

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
農 産 物	米	1,713,607	2,109,668
	麦	36,539	30,889
	豆類・雑穀	103,751	152,554
	種苗	144,960	146,378
	野菜	83,675	83,992
	果実	613,493	739,459
	花卉・花木	2,143	2,047
	その他	-	-
畜産物	154,339	169,136	
その他	-	-	
合 計		2,852,509	3,434,127

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収 入	賦課金	1,006	993
	指導事業補助金	8,156	6,931
	実費収入	2,031	1,676
	計	11,194	9,601
支 出	営農改善費	36,210	30,109
	生活文化事業費	5,154	5,159
	教育情報費	8,722	8,707
	計	50,088	43,975

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和5年度	令和6年度	増減
総資産経常利益率	0.14	0.01	△ 0.13
資本経常利益率	2.07	0.16	△ 1.91
総資産当期純利益率	0.09	▲ 0.07	△ 0.16
資本当期純利益率	1.42	▲ 0.15	△ 1.57

- (注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分	令和5年度	令和6年度	増減	
貯貸率	期末	14.79	16.54	1.75
	期中平均	15.27	16.60	1.33
貯証率	期末	6.66	8.51	1.85
	期中平均	6.98	7.90	0.92

- (注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	9,239,088		9,127,842	
うち、出資金及び資本準備金の額	1,959,777		1,949,048	
うち、再評価積立金の額	0		0	
うち、利益剰余金の額	7,330,587		7,220,722	
うち、外部流出予定額 (△)	▲ 18,528		▲ 18,700	
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 32,748		▲ 23,228	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計	278		2,013	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	278		2,013	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,239,366		9,129,856	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,589		4,854	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,589		4,854	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			10,043	
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				

特定項目に係る十パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額			
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額			
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,589		14,898
自己資本			
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	9,234,777		9,114,958
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	46,401,147		45,517,445
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0		0
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)			
うち、繰延税金資産			
うち、前払年金費用			
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー			
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額			
うち、上記以外に該当するものの額			
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,273,368		3,179,508
信用リスク・アセット調整額			
オペレーショナル・リスク相当額調整額			
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	49,674,515		48,696,954
自己資本比率			
自己資本比率((ハ) / (ニ))	18.59		18.71

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	505	0	0	398	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,264	0	0	7,466	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
国際決済銀行等向け			0			0
我が国の地方公共団体向け	4,211	0	0	6,046	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け			0			0
国際開発銀行向け			0			0
地方公共団体金融機構向け			0	200		0
我が国の政府関係機関向け			0			0
地方三公社向け			0			0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	85,573	17,114	685	80,017	16,003	640
法人等向け	2,688	696	28	3,668	715	29
中小企業等向け及び個人向け	731	404	16	702	402	16
抵当権付住宅ローン	53	16	1	35	10	0
不動産取得等事業向け			0			0
三月以上延滞等	0	0	0	0	1	0
取立未済手形	13	2	0	12	2	0
信用保証協会等保証付	8,565	849	34	8,747	868	35
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			0			0
共済約款貸付			0			0
出資等	556	556	22	556	556	22
(うち出資等のエクスポージャー)	556	556	22	556	556	22
(うち重要な出資のエクスポージャー)			0			0
上記以外	13,755	26,759	1,070	14,053	26,956	1,078
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			0			0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	8,531	21,329	853	8,468	21,172	847
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	161	404	16	156	391	16
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			0			0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)			0			0
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,061	5,025	201	5,428	5,392	216
証券化			0			0
(うちSTC要件適用分)			0			0
(うち非STC適用分)			0			0
再証券化			0			0

信用リスク・アセット (標準的手法)		令和5年度			令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			0			0
	(うちルックスルー方式)			0			0
	(うちマンドート方式)			0			0
	(うち蓋然性方式250%)			0			0
	(うち蓋然性方式400%)			0			0
	(うちフォールバック方式)			0			0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		0	0		0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			0			0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計			0			0
	CVAリスク相当額÷8%			0			0
中央清算機関関連エクスポージャー			0			0	
信用リスク・アセットの額の合計額	123,918	46,401	1,856	121,906	45,517	1,821	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	3,273		131	254		10	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	49,674		1,987	45,517		1,821	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことでです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

76
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	250	250			236	236		
	林業								
	水産業								
	製造業	18	18			16	16		
	鉱業								
	建設・不動産業	39	39			35	35		
	電気・ガス・熱供給・水道業	100		100		200		200	
	運輸・通信業	700		700		900		900	
	金融・保険業					700		700	
	卸売・小売・飲食・サービス業	113	113			122	122		
	日本国政府・地方公共団体	9,043	1,579	7,464		10,688	3,022	7,466	
	上記以外	90,959	90,959			99,420	99,420		
個人	13,336	13,336			9,677	9,677			
その他									
業種別残高計		114,558	106,294	8,264	0	121,994	112,528	9,266	0
残存期間別	1年以下	86,114	541			80,055	337	200	
	1年超3年以下	538	538			929	529	400	
	3年超5年以下	2,192	1,591	600		4,183	3,282	900	
	5年超7年以下	3,152	3,152			2,093	2,093		
	7年超10年以下	3,500	2,023	200		4,406	4,006	400	
	10年超	16,125	8,660	7,464		15,421	7,854	6,570	
	期限の定めのないもの	277	277			276	276		
	残存期間別合計	111,898	16,782	8,264		107,363	18,377	8,470	

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 - 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	0	0	-	0	0	0	2	-	0	2
個 別 貸 倒 引 当 金	44	41	-	44	41	41	36	-	41	36

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用			その他	目的使用		その他						
法 人	農 業											
	林 業											
	水 産 業											
	製 造 業	19	18		19	18	18	16		18	16	
	鉱 業											
	建 設 ・ 不 動 産 業	20	18		20	18	18	15		18	15	
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業											
	運 輸 ・ 通 信 業											
	金 融 ・ 保 険 業											
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業											
	上 記 以 外											
個 人	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0
業 種 別 計	44	41	0	44	41	0	41	36	0	41	36	0

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%						
	リスク・ウェイト 2%						
	リスク・ウェイト 4%						
	リスク・ウェイト 10%		886	886		869	869
	リスク・ウェイト 20%	16,600	2	16,602	17,126	1,501	18,627
	リスク・ウェイト 35%		18	18		10	10
	リスク・ウェイト 50%						
	リスク・ウェイト 75%		435	435		402	402
	リスク・ウェイト 100%	556	22,774	23,330	963	6,494	7,457
	リスク・ウェイト 150%		14	14		0	0
	リスク・ウェイト 250%		21,754	21,754	8,625	21,563	30,188
	その他						
リスク・ウェイト 1250%							
計		17,156	45,883	63,039	26,714	30,839	57,553

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け				
法人等向け			12	
中小企業等向け及び個人向け	24		19	
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化(エクスポージャー)				
中央清算機関関連				
上記以外	8			
合計	32		31	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	7,460	7,460	7,465	7,465
合計	7,460	7,460	7,465	7,465

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円又は百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	5年度	6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

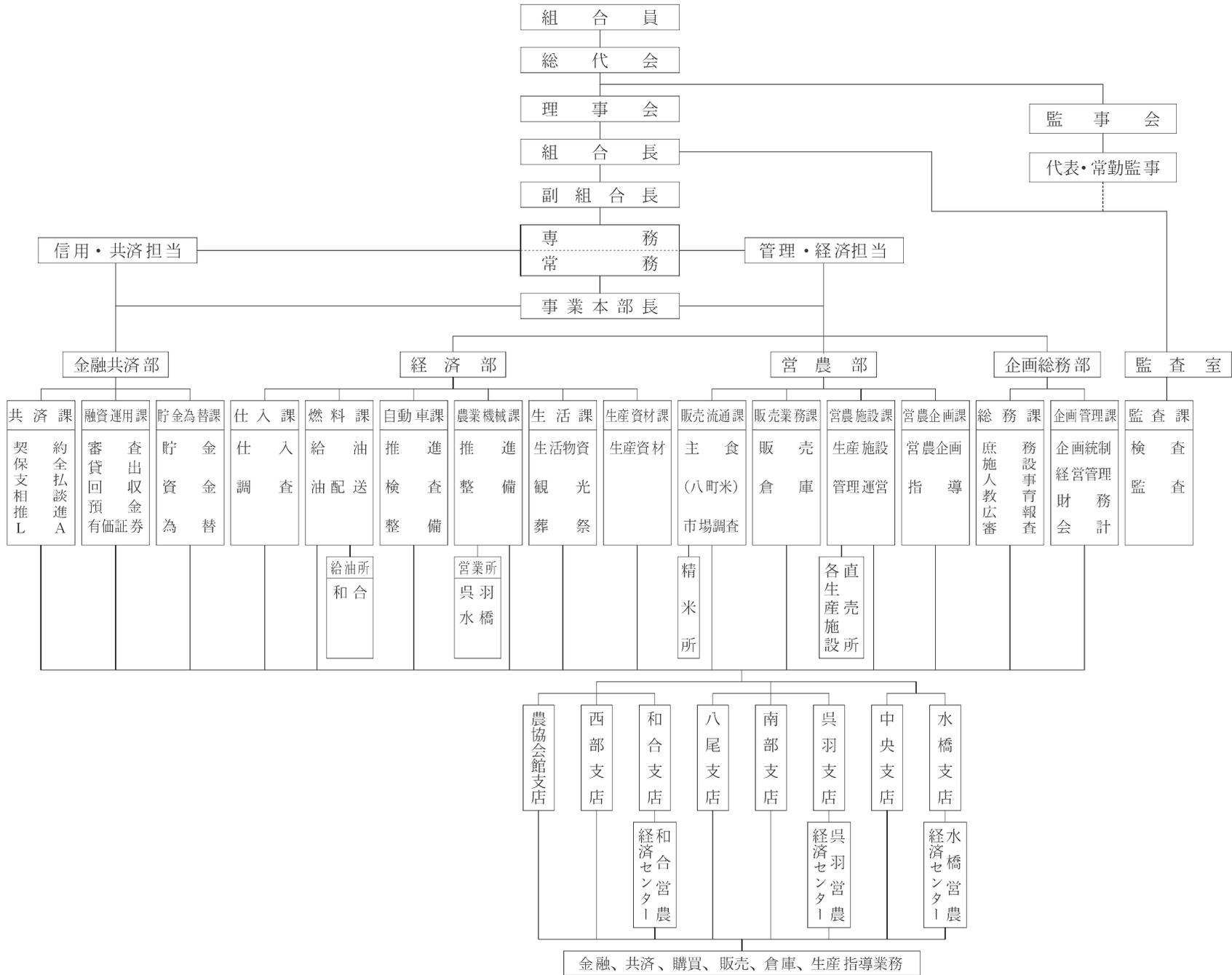
② 金利リスクに関する事項

(単位:千円又は百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	1085	701	92	44
下方パラレルシフト	0	0	1	0
スティープ化	1126	810		
フラット化	0	0		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	56	0		
最大値	1126	810		
	当期末	前期末		
自己資本の額	9,257	9,132		

【 J A の概要】

(6) 組織の構成
1. 組合の機構



2. 役員一覧

(令和7年5月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	谷井悦子	理事	金木洋子
副組合長理事	庄司昌弘	代表常勤監事	野尻克司
副組合長理事	江西照康	監事	飯野勝
常務理事	後山正人	監事(員外)	田辺啓二
常務理事	酒井光宏		
理事	青山茂		
理事	高野勝久		
理事	上田秀夫		
理事	前田善弘		
理事	奥村謙一		

3. 会計監査人の名称

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行役員は公認会計士松木克史氏及び公認会計士井口誠氏であります。

4. 組合員数

(単位:人、団体)

区分	令和5年度	令和6年度	増減
正組合員	5,161	5,097	▲ 64
個人	5,127	5,062	▲ 65
法人	34	35	1
准組合員	5,390	5,377	▲ 13
個人	5,277	5,261	▲ 16
法人	3	4	1
その他の団体	110	112	2
合計	10,551	10,474	▲ 77

5. 組合員組織の状況

(単位:人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
なのはな農協青年部	115	なのはな農協梨協議会	141
なのはな農協女性部	382	なのはな農協日方江採種部会	22
なのはな農協花き出荷組合	16	なのはな農協青果出荷組合協議会	212
なのはな農協呉羽地区農業青色申告会	61	なのはな農協りんご部会	20
なのはな農協農業者協議会	67	なのはな農協年金友の会	3,999
		JAなのはな「富富富」ブランド化推進協議会	49

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

富山市全域

8. 店舗等のご案内

(令和7年5月末現在)

店舗及び事務所名	住所	電話番号	ATM設置台数
本店	富山市豊田本町3-18-2	076-438-2211	-
中央支店	富山市豊田本町3-18-2	076-438-1250	1台
西部支店	〃 高田150-1	076-439-3335	1台
和合支店	〃 田尻東2-1	076-435-0023	1台
南部支店	〃 中老田316	076-434-3211	1台
呉羽支店	〃 呉羽町6441	076-434-2211	1台
水橋支店	〃 水橋肘崎400-2	076-478-1155	1台
八尾支店	〃 八尾町鏡町2403	076-455-2500	1台
農協会館支店	〃 新総曲輪2-21	076-444-6005	1台
店舗外ATM設置店	なし		

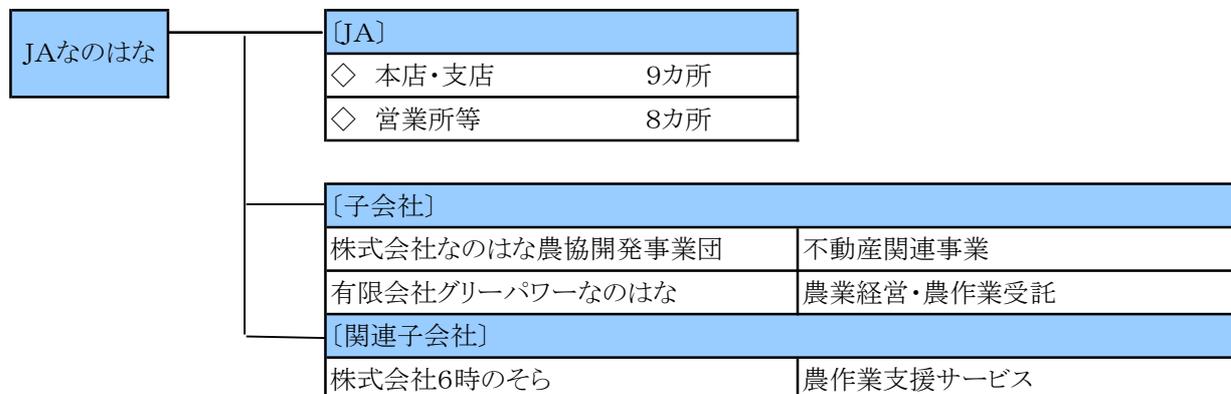
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JAなのはなのグループは、当JA、子会社2社と関連子会社1社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。(また、金融業務を営む関連法人等はありません。)なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

(単位:千円、%)

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
株なのはな農協開発事業団	富山市豊田本町3-18-21	不動産関連事業	S47.5.12	50,000	100	100
有(株)グリーンパワーなのはな	富山市水橋上桜木107	農業経営・農作業受託	H8.7.22	5,000	97	97
(株)6時のそら	富山市中島4-2-14	農作業支援サービス	R4.9.1	20,000	25	25

(3) 連結事業概況(令和6年度)

① 事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社2社を連結しております。関連子会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

連結決算の内容は、連結経常収益12百万円、連結当期剰余金△83百万円、連結純資産8,000百万円、連結総資産120,784百万円で、連結自己資本比率は18.89%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社なのはな農協開発事業団(連結される子会社)

当社は、宅地建物取引業を営んでおります。不動産仲介については、不動産市況が冷え込んでおり、ここ数年取扱件数が低迷しておりますが、打出土地区画整理組合の委託を受けて、「つばめ野」分譲地の販売業務を行っております。

有限会社グリーンパワーなのはな(連結される子会社)

当社は、農作業受委託、農業経営を行っております。JAなのはな管内の農地を対象として、農業者の高齢化・担い手不足による不耕作地の解消、農地管理を行っております。

株式会社6時のそら(非連結子会社)

当社は、農作業支援サービス事業を行っております。主に大麦や園芸作物の作業受託を行い、労働力の確保と農地保全に努めています。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益 (事業収益)	1,767	1,792	1,727	1,702	12
信用事業収益	584	620	564	573	721
共済事業収益	367	356	353	325	309
購買事業収益	442	442	436	474	435
販売事業収益	99	94	92	87	78
その他の収益	274	280	280	241	289
連結経常利益	55	173	175	128	12
連結当期剰余金	122	10	142	84	▲ 83
連結純資産額	9,054	9,054	8,729	8,659	8,000
連結総資産額	125,360	125,360	122,535	123,345	120,784
連結自己資本比率	17.12%	17.84%	18.75%	18.69%	18.89%

(注) 1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	110,719	106,890	1. 信用事業負債	113,234	111,396
(1) 現金	505	398	(1) 貯金	113,042	110,873
(2) 預金	85,572	79,493	(2) 借入金	0	0
(3) 有価証券	7,545	8,185	(3) その他の信用事業負債	201	523
(4) 貸出金	16,704	18,328	2. 共済事業負債	209	210
(5) その他の信用事業資産	432	523	3. 経済事業負債	182	213
(6) 貸倒引当金(控除)	▲ 41	▲ 38	4. 雑負債	505	467
2. 共済事業資産	0	0	5. 諸引当金	543	496
3. 経済事業資産	1,384	1,776	(1) 賞与引当金	39	42
4. 雑資産	313	246	(2) 退職給付引に係る負債	493	444
5. 固定資産	2,858	2,742	(3) 役員退任慰労引当金	7	9
6. 外部出資	7,907	8,970	(4) その他の引当金	3	0
7. 繰延税金資産	161	156	負債の部合計	114,686	112,784
			(純資産の部)		
			1. 組合員資本	9,360	9,261
			(1) 出資金	1,921	1,910
			(2) 資本剰余金	38	38
			(3) 利益剰余金	7,433	7,335
			(4) 処分未済持分	▲ 32	▲ 23
			2. 評価・換算差額金	▲ 702	▲ 1,263
			(1) その他有価証券評価差額金	▲ 702	▲ 1,263
			3. 少数株主持分	1	2
			純資産の部合計	8,659	8,000
資産の部合計	123,345	120,784	負債及び純資産の部合計	123,345	120,784

(6) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	1,702	1,720	(5) その他事業収益	4,548	4,725
(1) 信用事業収益	642	721	(6) その他事業費用	3,745	3,918
資金運用収益	585	663	その他事業総利益	803	806
(うち預金利息)	368	476	2. 事業管理費	1,737	1,773
(うち有価証券利息)	53	62	(1) 人件費	1,221	1,237
(うち貸出金利息)	155	124	(2) その他事業管理費	513	536
(うちその他受入利息)	7	0	事業利益	▲ 32	▲ 53
役務取引等収益	29	32	3. 事業外収益	178	86
その他経常収益	27	24	(うち持分法による投資益)		
(2) 信用事業費用	68	116	4. 事業外費用	17	20
資金調達費用	14	63	(うち持分法による投資損)		
(うち貯金利息)	13	60	経常利益	128	12
(うち給付補填備金繰入)	0	0	5. 特別利益	13	15
(うち借入金利息)	0	0	6. 特別損失	0	102
(うちその他支払利息)	0	2	税引前当期利益	141	▲ 73
役務取引等費用	5	5	7. 法人税・住民税及び事業税	29	3
その他経常費用	49	48	8. 法人税等調整額	8	5
(うち貸倒引当金繰入額)	▲ 3	▲ 2	法人税等合計	55	8
信用事業総利益	573	604	9. 少数株主利益(損失)	1	2
(3) 共済事業収益	336	309	当期剰余金	84	▲ 83
(4) 共済事業費用	11	11			
共済事業総利益	325	309			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			(その他の資産及び負債の増減)		
税引前当期利益	141,560	▲ 73,478	その他の資産の純増減	▲ 46,513	66,107
減価償却費	174,071	185,897	その他の負債の純増減	3,943	▲ 31,723
減損損失	-	-	未払消費税等の増減額		
			信用事業資金運用による収入	581,392	584,461
貸倒引当金の増加額	▲ 3,376	▲ 2,920	信用事業資金調達による支出	▲ 16,234	▲ 42,648
賞与引当金の増加額	▲ 2,098	2,506	共済貸付金利息による収入	-	-
退職給付引当金の増加額	▲ 36,114	▲ 48,362	共済借入金利息による支出	-	-
その他引当金等の増加額	▲ 125	▲ 1,594	事業の利用分量に対する配当金の支払額		
信用事業資金運用収益	▲ 585,170	▲ 663,951	小 計	3,632,273	5,149,872
信用事業資金調達費用	14,386	63,158	雑利息及び出資配当金の受取額	127,256	27,143
共済貸付金利息	-	-	法人税等の支払額	▲ 49,472	▲ 12,666
共済借入金利息	-	-	事業活動によるキャッシュ・フロー	3,710,057	5,164,349
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 127,256	▲ 27,143	2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
			有価証券の売却による収入	▲ 901,335	▲ 1,201,161
固定資産売却損益	-	-	固定資産の取得による支出		
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			固定資産の売却による収入	▲ 104,765	▲ 157,521
貸出金の純増減	644,195	▲ 1,623,083	外部出資による支出	-	-
預金の純増減	2,000,000	9,000,000	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,006,100	▲ 1,358,682
貯金の純増減	1,000,801	▲ 2,169,002	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
信用事業借入金の純増減	-	-	出資の増額による収入	164,543	9,172
その他の信用事業資産の純増減	5,670	▲ 11,461	出資の払戻しによる支出	▲ 130,145	▲ 19,902
その他の信用事業負債の純増減	▲ 43,418	300,942	持分の譲渡による収入	-	-
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			持分の取得による支出	▲ 17,432	9,520
共済貸付金の純増減	-	-	出資配当金の支払額	▲ 18,632	▲ 18,528
共済借入金の純増減	-	-	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1,666	▲ 19,738
共済資金の純増減	▲ 35,423	7,734	4. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	2,693,882	2,814,492
未経過共済付加収入の純増減	▲ 8,413	▲ 4,068	5. 現金及び現金同等物の期首残高	2,384,005	5,077,887
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,077,887	7,892,379
受取手形及び経済事業未収金の純増減	▲ 68,889	38,689			
経済受託債権の純増減	65,631	▲ 425,071			
棚卸資産の純増減	▲ 31,333	▲ 5,439			
支払手形及び経済事業未払金の純増減	▲ 3,625	22,601			
経済受託債務の純増減	8,611	8,253			

(9) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
連結剰余金期首残高	7,373	7,433
連結剰余金増加高	218	51
連結剰余金減少高	158	148
支払配当金	18	18
役員賞与金		
当期剰余金	84	▲ 83
連結剰余金期末残高	7,433	7,335

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6	6	0
危険債権額	57	47	▲ 10
要管理債権額	0	0	0
三月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	0	0
小 計	63	53	▲ 10
正 常 債 権 額	16,703	18,318	1,615
合 計	16,766	18,371	1,605

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信 用 事 業	事業収益	573	604
	経常利益	242	225
	資産の額	110,719	106,890
共 済 事 業	事業収益	325	309
	経常利益	62	22
	資産の額	0	0
農 業 関 連 事 業	事業収益	623	582
	経常利益	15	▲ 28
	資産の額	1,384	1,776
そ の 他 事 業	事業収益	215	225
	経常利益	▲ 142	▲ 207
	資産の額	11,241	12,118
計	事業収益	1,736	1,720
	経常利益	177	12
	資産の額	123,344	120,784

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月

なのはな農業協同組合

代表理事組合長 谷 井 悦 子

8. 会計監査人の監査

2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

令和7年2月末における連結自己資本比率は、18.89%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額 1,949百万円（前年度1,959百万円）

項目	内容
発行主体	なのはな農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	1,949百万円

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,341		9,243	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,959		1,949	
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額	7,433		7,335	
うち、外部流出予定額 (△)	▲ 18		▲ 18	
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 32		▲ 23	
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0		2	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0		2	
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1		2	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	9,343		9,247	
コア資本にかかる調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4	0	4	
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	0	4	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額			10	
適格引当金不足額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				

項 目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4		14	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	9,338		9,232	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	46,707		45,707	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)				
うち、繰延税金資産				
うち、退職給付に係る資産				
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー				
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,273		3,179	
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	49,980		48,887	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	18.69		18.89	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	令和5年度			令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	505	0	0	398	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,264	0	0	7,466	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け			0			0
国際決済銀行等向け			0			0
我が国の地方公共団体向け	4,211	0	0	6,046	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け			0			0
国際開発銀行向け			0			0
地方公共団体金融機構向け			0	200	20	1
我が国の政府関係機関向け			0			0
地方三公社向け			0			0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	85,573	17,114	685	80,017	16,003	640
法人等向け	2,688	696	28	3,668	2,787	111
中小企業等向け及び個人向け	731	404	16	702	526	21
抵当権付住宅ローン	53	16	1	35	12	0
不動産取得等事業向け			0			0
三月以上延滞等	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	13	2	0	12	2	0
信用保証協会等保証付	8,565	849	34	8,747	874	35
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			0			0
共済約款貸付			0			0
出資等	556	556	22	556	556	22
(うち出資等のエクスポージャー)	556	556	22	556	556	22
(うち重要な出資のエクスポージャー)			0			0
上記以外	13,755	26,759	1,070	14,105	27,043	1,082
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)			0			0
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	8,531	21,329	853	8,468	21,172	847
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	161	404	16	156	391	16
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)			0			0
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)			0			0
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,061	5,025	201	5,479	5,479	219
証券化			0			0
(うちSTC要件適用分)			0			0
(うち非STC適用分)			0			0
再証券化			0			0

信用リスク・アセット (標準的手法)		令和5年度			令和6年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			0			0
	(うちルックスルー方式)			0			0
	(うちマンドート方式)			0			0
	(うち蓋然性方式250%)			0			0
	(うち蓋然性方式400%)			0			0
	(うちフォールバック方式)			0			0
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		0	0		0	0
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			0			0
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計			0			0
	CVAリスク相当額÷8%			0			0
中央清算機関関連エクスポージャー			0			0	
信用リスク・アセットの額の合計額	123,918	46,030	1,841	123,918	46,030	1,841	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	3,273		131	3,179		127	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
	49,358		1,974	48,748		1,950	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額	÷8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数	

(3)信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和5年度				令和6年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	250	250			236	236		
	林業								
	水産業								
	製造業	18	18			16	16		
	鉱業								
	建設・不動産業	39	39			35	35		
	電気・ガス・熱供給・水道業	100		100		200		200	
	運輸・通信業	700		700		900		900	
	金融・保険業					700		700	
	卸売・小売・飲食・サービス業	113	113			122	122		
	日本国政府・地方公共団体	9,043	1,579	7,464		10,688	3,022	7,466	
	上記以外	90,959	90,959			99,420	99,420		
個人	13,336	13,336			9,677	9,677			
その他									
業種別残高計		114,558	106,294	8,264	0	121,994	112,528	9,266	0
残存期間別	1年以下	86,114	541			80,055	337	200	
	1年超3年以下	538	538			929	529	400	
	3年超5年以下	2,192	1,591	600		4,183	3,282	900	
	5年超7年以下	3,152	3,152			2,093	2,093		
	7年超10年以下	3,500	2,023	200		4,406	4,006	400	
	10年超	16,125	8,660	7,464		15,421	7,854	6,570	
	期限の定めのないもの	277	277			276	276		
	残存期間別合計	111,898	16,782	8,264		107,363	18,377	8,470	

- (注)
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 - 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	-	0	0	0	2	-	0	2
個別貸倒引当金	44	41	-	44	41	41	36	-	41	36

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度						令和6年度					
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用			その他	目的使用		その他						
法人	農 業											
	林 業											
	水 産 業											
	製 造 業	19	18		19	18	18	16		18	16	
	鉱 業											
	建 設 ・ 不 動 産 業	20	18		20	18	18	15		18	15	
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業											
	運 輸 ・ 通 信 業											
	金 融 ・ 保 険 業											
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業											
	上 記 以 外											
個 人	4	4	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0
業 種 別 計	44	41	0	44	41	0	41	36	0	41	36	0

(注) 1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	令和5年度			令和6年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%						
	リスク・ウェイト 2%						
	リスク・ウェイト 4%						
	リスク・ウェイト 10%		886	886	869	869	
	リスク・ウェイト 20%	16,600	2	16,602	17,126	1,501	18,627
	リスク・ウェイト 35%		18	18	10	10	
	リスク・ウェイト 50%						
	リスク・ウェイト 75%		435	435	402	402	
	リスク・ウェイト 100%	556	22,774	23,330	963	6,494	7,457
	リスク・ウェイト 150%		14	14	0	0	
	リスク・ウェイト 250%		21,754	21,754	8,625	21,563	30,188
	その他						
リスク・ウェイト1250%							
計	17,156	45,883	63,039	26,714	30,839	57,553	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4)信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 77)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び				
我が国の政府関係機関向け				
地方三公社向け				
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				
法人等向け	10			
中小企業等向け及び個人向け	0		18	
抵当権付住宅ローン				
不動産取得等事業向け				
三月以上延滞等				
証券化(エクスポージャー)				
中央清算機関関連				
上記以外				
合計	10		10	

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6)証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7)オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 7)をご参照ください。

(8)出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 7)をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	7,465	7,465	8,528	8,528
合計	7,465	7,465	8,528	8,528

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p. 〇)をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	901	989	120	120
下方パラレルシフト	0	0	0	0
スティーブ化	933	1062		
フラット化	0	0		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	122	101		
最大値	933	1062		
	当期末		前期末	
自己資本の額	9,242		9,338	

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	82
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	83
○ 事務所の名称及び所在地	84
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	83
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	22
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	31
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	58
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	58
・経常利益又は経常損失	58
・当期剰余金又は当期損失金	58
・出資金及び出資口数	58
・純資産額	58
・総資産額	58
・貯金等残高	58
・貸出金残高	58
・有価証券残高	58
・単体自己資本比率	58
・剰余金の配当の金額	58
・職員数	58
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
◇ 主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	59
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	59
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	59
・受取利息及び支払利息の増減	59
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	69
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	69
◇ 貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	60
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	60
◇ 貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	60
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	60
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	61
・用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	61
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	61
・主要な農業関係の貸出実績	62
・貯貸率の期末値及び期中平均値	69
◇ 有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	64

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式 その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	64
・有価証券の種類別の平均残高	64
・貯証率の期末値及び期中平均残高	69
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	8
○ 法令遵守の体制	12
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(損失金処理計算書)	31
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	63
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63
・危険債権	63
・三月以上延滞債権	63
・貸出金貸出条件緩和債権	63
・正常債権	63
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	63
○ 自己資本の充実の状況	70
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	65
・有価証券	65
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
○ 貸出金償却の額	64
○ 会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の 監査を受けている旨	91

組合連結開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則205条関係）

開示項目	ページ
<組合及び子会社等の概況に関する事項>	
○ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	85
○ 組合の子会社等に関する事項	85
・ 名称	85
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	85
・ 資本金又は出資金	85
・ 事業の内容	85
・ 設立年月日	85
・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	85
・ 組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	85
<主要な業務に関する事項を連結したもの>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	85
○ 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	86
・ 経常収益	86
・ 経常利益（経常損失）	86
・ 当期利益（当期損失）	86
・ 純資産額	86
・ 総資産額	86
・ 連結自己資本比率	86
<直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項を連結したもの>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	87
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	90
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	90
・ 危険債権	90
・ 三月以上延滞債権	90
・ 貸出条件緩和債権	90
・ 正常債権	90
○ 自己資本の充実の状況	92
○ 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益（経常損失）の額及び資産の額として算出したもの	90